

地域生活支援事業「移動支援」事業所の登録要件

■事業所の登録要件について

登録申請時点において次の2点を満たしていること

- ①現に障害者総合支援法による居宅介護事業所の指定を受けていること、またはそれと同等の支援を行うことができる体制を整えていると市が確認できること
- ②各障害に応じて、下の要件を満たしたガイドヘルパーを派遣できる体制を整えていること

■ガイドヘルパー従業者の要件について

ガイドヘルパー従業者の要件については、居宅介護の通院介助に準じるものとし、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、視覚障害者に対して派遣するガイドヘルパーについては、旧法における視覚障害者外出介護従事者養成研修、または同等の研修を修了した者のみとする。

また、府中市移動支援事業においては、一部資格保有者に対して介護給付のように給付費の減算は行わず、支給量以内の支援については定められた金額を満額給付とする。

- ①介護福祉士
- ②介護職員基礎研修修了者
- ③居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者
- ④居宅介護従業者養成研修3級過程修了者
- ⑤支援費制度において身体介護、家事援助、日常生活支援に関わる業務に従事していた経験を有する者
- ⑥平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者
- ⑦従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者
- ⑧(准)看護師

参考

		提供可能なサービス対象			
		視覚障害者	知的障害者	精神障害者	全身性障害者
サービス提供に必要な資格等	介護福祉士	×	○	○	○
	介護保険法による訪問介護員養成研修	×	○	○	○
	介護職員基礎研修	×	○	○	○
	障害児(者)ホームヘルパー養成研修	×	○	○	○
	移動介護従事者養成研修 (視覚障害者研修過程)	○	×	×	×
	移動介護従事者養成研修 (全身性障害者研修過程)	×	×	×	○
	移動介護従事者養成研修 (知的障害者研修過程)	×	○	○	×
	日常生活支援従事者養成研修	×	×	×	○
	重度訪問介護従事者養成研修	×	×	×	○
	(准)看護師	×	○	○	○

全身性障害者については、原則として重度訪問介護で対応する。